

# 公立学校共済組合貸付規程東京支部施行細則

## (目的)

第1条 この細則は、公立学校共済組合貸付規程（平成30年12月28日全部改正。以下「規程」という。）第40条に基づき、公立学校共済組合東京支部（以下「支部」という。）の貸付事業の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (住宅貸付けの退職後居住物件)

第2条 住宅貸付けで、申込人が退職後に居住する物件を購入する場合は、申込人の定年退職日の5年前の第1回受付分から申込みをすることができる。

## (申込期間及び貸付日等)

第3条 申込みの受付期間、貸付けの決定日及び貸付日は、支部長が別に定める。

## (支払後の申込み)

第4条 理事長が認める、一般、教育、結婚及び葬祭貸付けの支払後の申込みとは、当該受付期間の初日から1月以内の支払いに対するものとする。

## (添付書類)

第5条 支部長は、規程又は理事長が定めるもののほか、審査に必要な書類の提出を求めることができる。

## (完了報告書)

第6条 規程第23条に規定する支部長への報告は、支部長が別に定める完了報告書及び審査に必要な添付書類を支部長に提出することにより行うものとする。

2 支部長は、理事長が定めるもののほか、審査に必要な書類の提出を求めることができる。

## (職員による調査等)

第7条 住宅貸付け、介護住宅貸付け又は住宅災害貸付けに当たって、支部長が必要と認めたときは、職員に物件の調査をさせることができる。

2 前項の規定により職員が調査を行う場合は、必ず身分証明書を携行し、借受人又は借受人が指定する立会人に提示しなければならない。

## (繰上償還の実施時期)

第8条 繰上償還の受付期間及び納付期限は、支部長が別に定める。

## (様式)

第9条 貸付事業の各様式については、支部長が別に定める。

第10条 この細則の施行に関して、必要な事項は、支部長が定める。

附 則

- 1 この細則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 公立学校共済組合貸付規程の一部改正について（昭和55年1月18日制定）附則第1項ただし書きに規定する別に定める日は、昭和55年6月1日とする。
- 3 公立学校共済組合東京支部貸付要綱（昭和52年3月14日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、昭和62年10月1日から施行し、この施行細則による改正後の公立学校共済組合貸付規程東京支部細則の規程は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成2年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日までに貸付の申込みをし、貸付の決定を受けた者についての貸付日は、改正後の公立学校共済組合貸付規程東京支部細則第7条の規定にかかわらず、平成3年4月23日とする。

附 則

この細則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年3月6日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年12月16日から施行する。